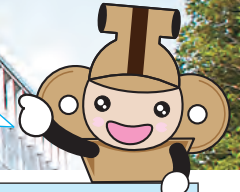


第2回 平成26年度本庄市職員採用試験を実施します

第1次試験日 9月21日(日)
採用予定日 平成27年4月1日(水)
(詳しくは受験案内をご覧ください。)

★行政管理課 ☎ 1160

7月10日(休)のさいたまスーパーアリーナで行う採用合同説明会にぜひ来てね!



募集職種	募集人数	学 歴 ・ 資 格 等	年 齢	
一般事務職	5人程度	大学卒	学校教育法による大学を卒業した人又は平成27年3月までに卒業見込みの人	昭和59年4月2日以降に生まれた人
		短大卒	学校教育法による短期大学を卒業した人又は平成27年3月までに卒業見込みの人	昭和63年4月2日以降に生まれた人
		高校卒	学校教育法による高等学校を卒業した人又は平成27年3月までに卒業見込みの人	
一般事務職 (身体障害者対象)	若干名	—	身体障害者手帳の交付を受けている人で、自力による通勤、介護なしでの職務遂行及び活字印刷による筆記試験に対応できる人	昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
技術職 (土木)	若干名	大学卒	学校教育法による大学を卒業した人又は平成27年3月までに卒業見込みの人	昭和59年4月2日以降に生まれた人
		短大卒	学校教育法による短期大学を卒業した人又は平成27年3月までに卒業見込みの人	昭和63年4月2日以降に生まれた人
		高校卒	学校教育法による高等学校を卒業した人又は平成27年3月までに卒業見込みの人	
保育士	若干名	—	保育士の資格を有する人又は平成27年3月までに保育士の資格を取得する見込みの人	昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。

受験案内・申込書の配布

配布期間

7月1日(火)から8月8日(金)まで
(郵送請求の場合は8月1日(金)必着)

配布方法

①行政管理課(市役所3階)及び総務課(総合支所仮庁舎)で配布

※土・日・休日を除く午前8時30分から午後5時15分。

②市のホームページ(<http://www.city.honjo.lg.jp/>)からダウンロード

③郵送請求

返信用封筒(A4判の用紙が折らずに入る封筒に120円分の切手を貼り、請求者の郵便番号・住所・氏名を記入したもの)を同封のうえ請求してください。

・封筒の表には、「受験案内請求」と朱書きしてください。

・返信用封筒の請求者の氏名の後には「様」を記入してください。

・請求先

〒367-8501
本庄市本庄3-5-3
本庄市総務部行政管理課職員係 宛

受験申し込み手続き

受付期間及び場所

日 程	時 間	場 所
8月7日(水)・8日(金)	午前9時～午後5時	市役所3階特別会議室
8月9日(土)	午前9時～正午	市役所1階市民ホール

提出書類

①申込書(写真貼付・自筆)

※同じ写真(たて4cm×よこ3cm)を2枚用意し、そのうちの1枚を申込書に貼付し、もう1枚は、後日郵送する受験票に貼付してください。

②返信用封筒1通(長形3号)

※封筒の表面に返送先郵便番号・住所・氏名を記入し、82円切手を貼付してください。その際、氏名の後に「様」と記入してください。

③身体障害者手帳の写し(一般事務職の身体障害者対象を受験する人のみ)

注意事項

①申し込みは、受験者本人に限ります。(代理による申し込みはできません。)

②郵送による申し込みはできません。

③提出した書類は一切返却しません。

※7月10日(休)の採用合同説明会について、詳しくは広報ほんじょうおしらせ版6月15日号又は市ホームページをご覧ください。



幼稚園児保護者のみなさんへ

平成26年度幼稚園就園奨励費補助金のお知らせ



★学校教育課 ☎1149

市では、幼児教育推進のための国の基準（今年度から変更あり）により満3～5歳児が幼稚園に通園している家庭に対し、世帯の市民税額に応じて保育料の一部を補助します。また、園児の健康診断や検査にかかる費用の一部についても幼稚園を通して補助しています。

対象となる家庭 次の①～③をすべて満たしている家庭

- ①市内在住
- ②市内又は市外の私立幼稚園（学校教育法に基づいて設置された幼稚園）に満3～5歳児が通園
- ③課税状況が下記の表の区分に該当（平成26年度の住宅借入金特別税額控除適用前の市民税額で審査します。課税額は世帯の合計額です。）

平成26年度幼稚園就園奨励費の保育料補助限度額（年間1人当たり）

区 分	小学校1～3年生までの 兄・姉がいる場合		小学校1～3年生までの 兄・姉がいない場合		
	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
非課税世帯	253,000円	308,000円	199,200円	253,000円	308,000円
所得割非課税世帯				211,000円	
所得割課税額が下記の 基準①以下の世帯	185,000円		115,200円	211,000円	
所得割課税額が下記の 基準②以下の世帯	154,000円		62,200円	185,000円	
上記以外の世帯	154,000円			154,000円	

市民税の所得割税額の基準 計算方法

基準① 34,500円
 + 21,300円×（16歳未満の扶養親族の人数）
 + 11,100円×（16歳以上19歳未満の扶養親族の人数）
 以上の合計＝基準①

基準② 171,600円
 + 19,800円×（16歳未満の扶養親族の人数）
 + 7,200円×（16歳以上19歳未満の扶養親族の人数）
 以上の合計＝基準②

※扶養親族の年齢及び人数は平成25年12月31日現在。

第〇子の数え方

小学校4年生以上の児童や幼稚園・保育園などに入っていない乳幼児はカウントの対象になりません。

（例）長男：小学校6年生
 次男：小学校5年生
 3男：幼稚園年長
 4男：幼稚園年少

この場合、3男は小学校1～3年生までの兄・姉のいない場合の『第1子』、4男は『第2子』になります。

手続方法

通園している幼稚園から申請書を保護者に配布します。必要事項を記入のうえ、各幼稚園の提出期限までに提出してください。

注意事項

- ・年間保育料の合計額が補助限度額以内の場合は保育料の合計となります。
- ・市民税の申告（所得税の確定申告又は年末調整）がまだ済んでいない世帯は、審査が受けられませんので、早めに申告を済ませてください。
- ・1月2日以降に本庄市に転入した人は「世帯全員の平成26年度市町村民税課税証明書」を必ず添付してください。